

旧規程からの改正のポイント

- ✓ 「ストッキング」の名称を「ソックス」に変更（第2条）
- ✓ 第3条に「ユニフォームの条件」を追加（第3条）
- ✓ ユニフォームはシャツ、ソックスは1st、2ndの2種類、ショーツは1種類のみで可に緩和（第3条、第6条）
- ✓ 「シャツは審判が着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない」を追加（第6条）
- ✓ アンダーシャツ、アンダーショーツの色はフィールドプレイヤー全員統一からチーム全員統一に変更（第6条）
- ✓ ユニフォームには「政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。」を追加（第10条）
- ✓ ユニフォームへの表示、広告の表示の記載方法を変更（第7条、第8条、第9条）

JBFA クラブチームユニフォーム規程（案）

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会
事業推進部 大会運営グループ
改定 2023年●月●日

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「クラブチーム」）のユニフォームに関する事項について定める。

第2条 ユニフォーム

- 2.1 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、およびソックスの3点を総称したものをいう。
- 2.2 前項以外の、アイマスク、ヘッドギア等の装具の仕様等については装具規程に別途定める。

第3条 ユニフォームの条件

- 3.1 ユニフォームは以下の要件を満たすものでなければならない。
 - 3.1.1 シャツには袖があること
 - 3.1.2 シャツは全く色が異なる2種類を用意すること
 - 3.1.3 ショーツは1種類用意すること
 - 3.1.4 ソックスは全く色が異なる2種類を用意すること

第4条 事前承認

- 4.1 クラブチームは、本協会が指定する公式競技会（以下「公式競技会」という）にて使用するユニフォームに関し、本協会の承認を事前に得なければならない。

第5条 使用義務

- 5.1 クラブチームは、公式競技会の試合においては、事前に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第6条 ユニフォームの色彩

- 6.1 シャツは審判が着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
- 6.2 シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びソックスの前面と背面の色彩は同じでなければならない。
- 6.3 シャツとソックスは1stユニフォームと2ndユニフォームで全く色が異なるものでなければならない。
- 6.4 アンダーシャツを着用する場合は、袖の色がシャツの袖の主たる色と同じ、もしくはシャツの袖の主たる色と異なるアンダーシャツを着用する場合には、クラブチーム全員が同一色のアンダーウェアを着用しなければならない。
- 6.5 アンダーショーツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色と同じ、もしくは、ショーツの主たる色と異なるアンダーショーツを着用する場合には、クラブチーム全員が同一色のアンダーショーツを着用しなければならない。
- 6.6 ゴールキーパーは他のフィールドプレイヤー、審判員と区別し得る服装を着用しなければならない。

第7条 ユニフォームへの表示

- 7.1 ユニフォームに表示できるものは、クラブチーム識別標章(クラブチーム名、クラブチームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。広告は第8条で定義する。

7.2 クラブチーム識別標章

ユニフォームには、クラブチーム識別標章の表示はすることができる。クラブチーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。ただしシャツ、ショーツ、ソックスに各1ヶ所に限るものとする

① シャツ

ア. 場所、サイズ

(ア) クラブチーム名を表示する場合

場所：1か所／サイズ：300cm²以下

(イ) クラブチームエンブレムを表示する場合

場所：シャツの胸部分1か所／サイズ：100cm²以下

イ. 併置

クラブチーム名とクラブチームエンブレムは併置することができる。

② ショーツ

ア. 場所、サイズ

(ア) クラブチーム名を表示する場合

場所：左右どちらかの前面に一ヶ所／サイズ：50 cm²(縦2cm) 以下

(イ) クラブチームエンブレムを表示する場合

場所：左右どちらかの前面に一ヶ所／サイズ：50cm²以下

イ. 併置

クラブチーム名とクラブチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

③ ソックス

ア. 場所、サイズ

(ア) クラブチーム名を表示する場合

場所：左右に一ヶ所ずつ／サイズ：50 cm² (縦2cm) 以下

(イ) クラブチームエンブレムを表示する場合

場所：左右に一ヶ所ずつ／サイズ：50cm² 以下

イ. 併置

クラブチーム名とクラブチームエンブレムは併置することができない。

(1) 選手番号

シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける）かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。選手番号を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ前面（必須）

場所：任意1箇所／サイズ：縦10cm-15cm

② シャツ背面（必須）

場所：中央1箇所／サイズ：縦25cm-35cm

③ ショーツ（任意）

場所：前面の右下に一ヶ所／サイズ：縦8cm-15cm

④ ソックス（任意）

場所：左右各一ヶ所／サイズ：50cm² 以下

選手番号は整数の1から99を使用するものとし、0は認められない。

選手番号は本協会に登録しなければならず、公式競技会期間中の変更は認めないものとする。

(2) ホームタウン名又は活動地域名

ホームタウン名又は活動地域名の表示は任意とする。ホームタウン名又は活動地域名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

① 選手番号シャツ

場所：左右の袖いずれか1か所／サイズ：50cm² 以下

(3) 選手名

選手名の表示は任意とする。選手名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。文字の表記はアルファベットとする。選手名の表示を選手名以外に行うことを希望する場合は、事前に本協会に申請し、承認を得なければならない。

① シャツ

場所：シャツ背中の選手番号上部または下部／サイズ：1文字縦7.5cm以下

② ショーツ

場所：前面右下の選手番号上部または下部／サイズ：50cm² 以下

(4) 製造メーカー識別標章

製造メーカー識別標章は任意とする。製造メーカー識別標章を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

(ア) 前面

表示できるもの：製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）

場所：胸に1ヶ所／サイズ：20cm²以下

② ショーツ

(ア) 前面又は背面

表示できるもの：製造メーカー名又はロゴマーク／場所：任意の場所に1ヶ所

サイズ：20cm²以下

③ ソックス

(ア) 任意の場所

表示できるもの：製造メーカー名又はロゴマーク

場所：(a)左右一ヶ所ずつ、又は(b)左右二ヶ所ずつ

サイズ：(a)各20cm²以下、(b)各10cm²以下

7.3 その他表示できるもの

7.3.1 いずれか1か所に、クラブチームシンボルを表示することができる。ただし、大きさは50cm²以下とする

7.3.2 選手番号には、クラブチームエンブレムまたはクラブチーム名を、各数字の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする

7.3.3 シャツには、以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは50cm²以下とし、1文字の高さは2cmを超えてはならない。

① 開催日

② 対戦カード

③ 会場名

④ 前各号のほか、本協会の承認を得た事項

第8条 広告の表示

8.1 ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、前に所定の「広告掲出申請書」（別紙1）により本協会に届け出なければならない。

8.2 広告はシャツに10か所まで、ショーツに2か所まで表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとし、原則として公式競技会期間中の変更は認めない。

8.3 以下の場合に限り1st ユニフォームと2nd ユニフォームとで異なる広告を表示することができる。

8.3.1 同一企業の異なる2商品名

8.3.2 企業名とその企業の商品名

8.4 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。

8.5 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。

- ① シャツ前面胸部中央：300cm²以下
- ② シャツ前面鎖骨（右）：64cm²以下
- ③ シャツ前面鎖骨（左）：64cm²以下
- ④ シャツ背面：選手番号の上部又は下部にそれぞれ1か所 それぞれ200cm²以下
- ⑤ シャツ裾：左右3か所ずつ それぞれ150cm²以下
- ⑥ ショーツ前後左右いずれか：2か所 それぞれ80cm²以下

第9条 広告の制限及び停止

- 9.1 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、クラブチームの広告掲示を制限することができる。
- 9.2 掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。
- 9.3 掲示された広告が不適当であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、クラブチームに対し広告掲示を停止させることができる
- 9.4 第8条に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、クラブチームは当該公式競技会主催者の指示に従うものとする
- 9.5 ユニフォームに本協会が指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第10条 表示の禁止

ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。

第11条 疑義

ユニフォームについて疑義の発生が予期できる場合、クラブチームは事前に本協会に相談し、解決を図るものとする。

第12条 施行・改定

- 12.1 本規程は、2018年9月1日から施行する。
- 12.2 本規程の改定は、当協会の常任理事会の承認により、これを行う。
- 12.3 改訂履歴
 - 12.3.1 2018年9月1日
 - 12.3.2 2023年●月●日

別紙1 JBFA クラブチームユニフォーム規程

広告掲出申請書

申請日： 年 月 日

JBFA クラブチームユニフォーム規程（以下「本規程」という）に基づき、ユニフォームに広告を掲出することを申請します。

クラブチーム名	
クラブチーム代表者氏名	
担当者名	
担当者連絡先	Tel:
	Email:

広告掲出開始時期	年 月 日	
掲出箇所	掲出広告社名	掲出広告社名

※本規程に定める掲出場所、サイズを遵守すること。

※掲出する広告内容のわかる資料を提出すること。

※掲出箇所が多い際は行を追加してください。

〈以下、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会記入〉

承認日： 年 月 日

担当者：